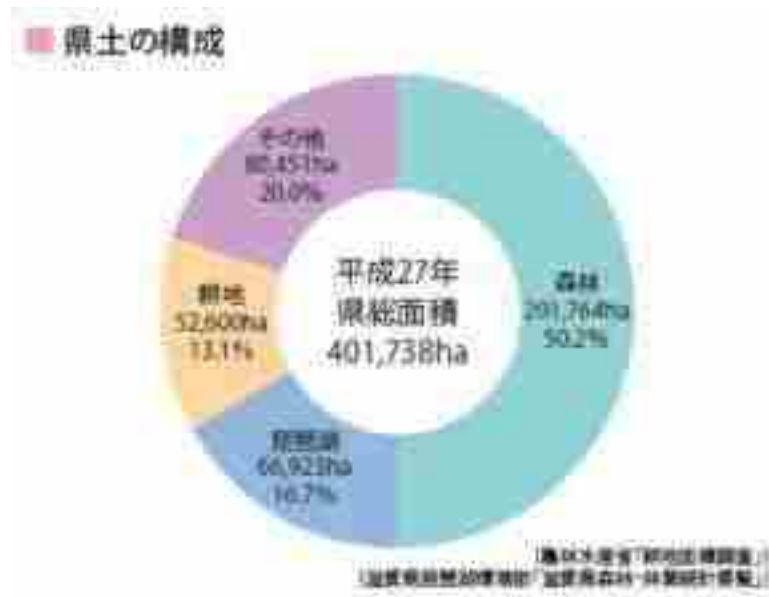


資料1-1

滋賀県ふるさと・水と土保全対策推進懇話会
平成30年1月25日

滋賀県の県土の構成

- 森林 201,764ha (50.2%)
- 琵琶湖 66,923ha (16.7%)
- 耕地 52,600ha (13.1%)
- その他 80,451ha (20.0%)



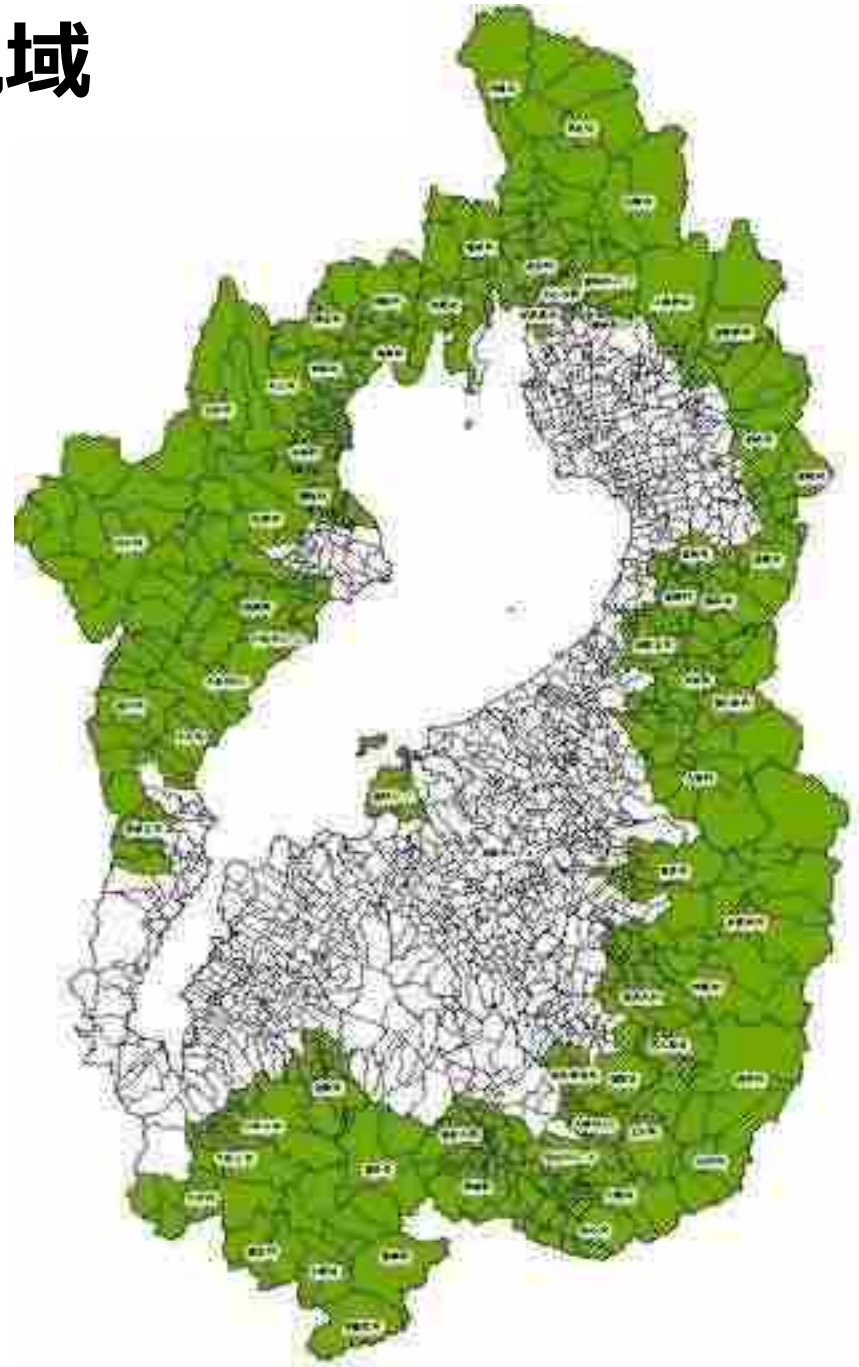
しがの農林水産業(2017年度)より

滋賀県における中山間地域

- 地域振興8法の指定地域等
204,128ha（県面積の50.8%）
- 農林統計上の中間・山間農業地域



- 県内19市町のうち、11市町（大津市、栗東市、甲賀市、近江八幡市、東近江市、日野町、彦根市、多賀町、長浜市、米原市、高島市）
（旧市町村（S25.2.1時点）で指定されているため、市町全域ではない。）



中山間地域の現状

- 傾斜地が多く、農地の集積・集約化が容易ではなく、平地に比べて、営農条件面において不利な状況にある。
- また、野生獣（イノシシ、シカなど）の被害を受けやすく、人口減少や高齢化、担い手不足等の厳しい状況に置かれている。
- 一方、清らかな水や棚田など、平地にはない地域資源を有しており、創意工夫を凝らした農業の営みの可能性を秘めている。

項目	県全体	中山間地域	割合（％）
人口（千人）	1,413	179	13%
高齢化率（％）	23.9%	30.7%	—
経営耕地面積（農業経営体）（ha）	44,463	11,076	25%
耕作放棄地面積（ha）	2,276	1,334	59%

1) 人口、高齢化率は、総務省「平成27年国勢調査」をもとに農村振興課で推計。

2) 経営耕地面積、耕作放棄地面積は、2015農林業センサスより農村振興課で推計。

3) 耕作放棄地面積は、販売農家+自給的農家+土地持ち非農家の合計。

ふるさと・水と土保全対策事業

○趣旨

農業・農村の多面的機能の発揮と集落共同活動の活性化を図るため、「ふるさと・水と保全基金」を造成し、その運用益等により地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用および保全整備等の促進に対する支援を行う。

★農林水産省

国の事業

・県、市町における保全対策の検討、国内外の調査研究、全国のPRなど



指導・連携

★滋賀県

県基金事業

・ふるさと・水と土保全基金 基金造成額:8.6億円(H5~H9)
(国補助:6.69億円<国1/3,県2/3> 県単独:1.91億円)

基金条例 平成5年10月15日施行、基金残高 平成28年度末:7.89億円

○調査研究事業 ○研修事業 ○推進事業



指導・連携

★市町

市町基金(14市町で設置)

・集落共同活動の支援等
・ふるさと水と土推進員の育成

平成5年度から実施

研修事業

ふるさと・水と土指導員研修

- ・ 集落共同活動などに対して指導や助言を行う「ふるさと・水と土指導員」を育成



推進事業

ふるさと農村支援事業

- ・ 農村の自律的共同活動に向けた取組に対し平成20年度から支援を実施
- ・ 13地区が取り組みを行い、景観保全活動を通じた共同活動の実施、田舎暮らし体験ツアーの実施による6世帯が地域に移住などの成果があった。



コスモスの栽培



炭焼き体験

普及啓発

①体験情報発信サイト「田舎体験しが」の運営

- ・都市農山漁村交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図ることを目的に、インターネット上で関連情報を公開するための環境を提供するウェブサイトを運営
- ・平成18年度から管理・運営
- ・今年度より当課HP内に移転
- ・関西広域連合が作成するHPと連携



②広報誌『滋賀のむらだより』の作成・配布

- ・水の恵みや里の魅力などについて、地域住民や都市住民まで幅広い人たちに、関心や理解をしていただくため、啓発冊子の作成・配布を実施。
- <H24~H28> (各1,000部配布)



③フェイスブックによる情報発信

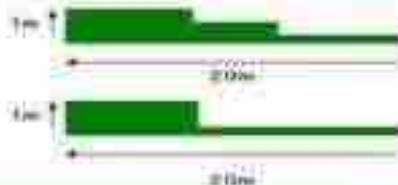
- ・SNSによる情報発信 (H29~)
- ・フェイスブック名「しがの農業農村」



棚田



主傾斜が20分の1以上の農地の面積が当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域。



滋賀県では…

水田の面積：49,200ha

棚田の面積：2,200ha



棚田は全体の約4.5%

農村振興課調べ



- 山の斜面や谷間の傾斜地に階段状に作られた水田のことを広く、棚田ということもあります。

棚田地域の総合保全対策事業

1. 棚田地域の現状と課題

○棚田は多面的機能を有している



○耕作放棄地の増加、地域活力の低下
生産条件の悪さや担い手の不足、獣害の多発等により、耕作放棄地が年々増加。また、地域の活力も低下しつつある。

2. 都市部のニーズ

○農業・農村や自然環境保全への関心の高まり

○企業の社会貢献活動への参加機運の高まり

都市住民と棚田地域住民との共同活動により棚田を保全し、地域を活性化する取り組みが求められている！

平成11年度から「棚田地域の総合保全対策事業」を実施

棚田地域の総合保全対策事業

○趣旨

棚田地域の多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、「棚田地域水と土保全基金」を造成し、その運用益等により都市住民等の活動参加ネットワークの構築・運営、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の保全および保全整備等の促進に対する支援を行う。

国の事業

・県、市町における保全対策の検討、国内外の調査研究、全国のPRなど

★滋賀県



指導・連携

県基金事業

・棚田地域水と土保全基金 基金造成額:4.5億円<国1/3,県2/3:H10~H12>
基金残高 平成28年度末:4.07億円

○保全ネットワーク推進事業 ○保全活動推進事業 ○保全活動支援事業

★市町

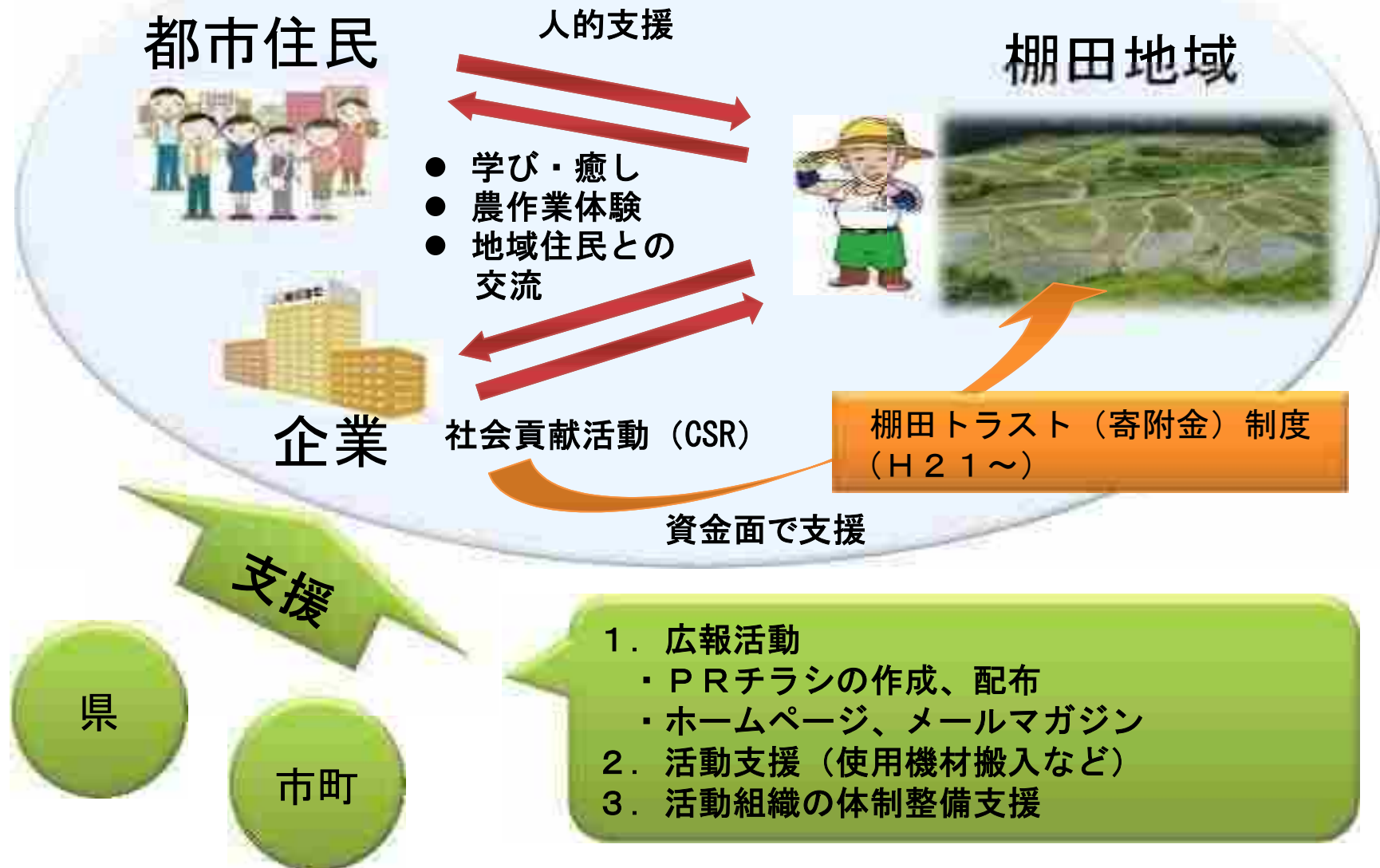


指導・連携

・集落共同活動の支援等
・ふるさと水と土推進員の育成

棚田ボランティア活動の支援・推進 (H14~)

しが棚田ボランティア (H16~)



しが棚田ボランティアの取組状況

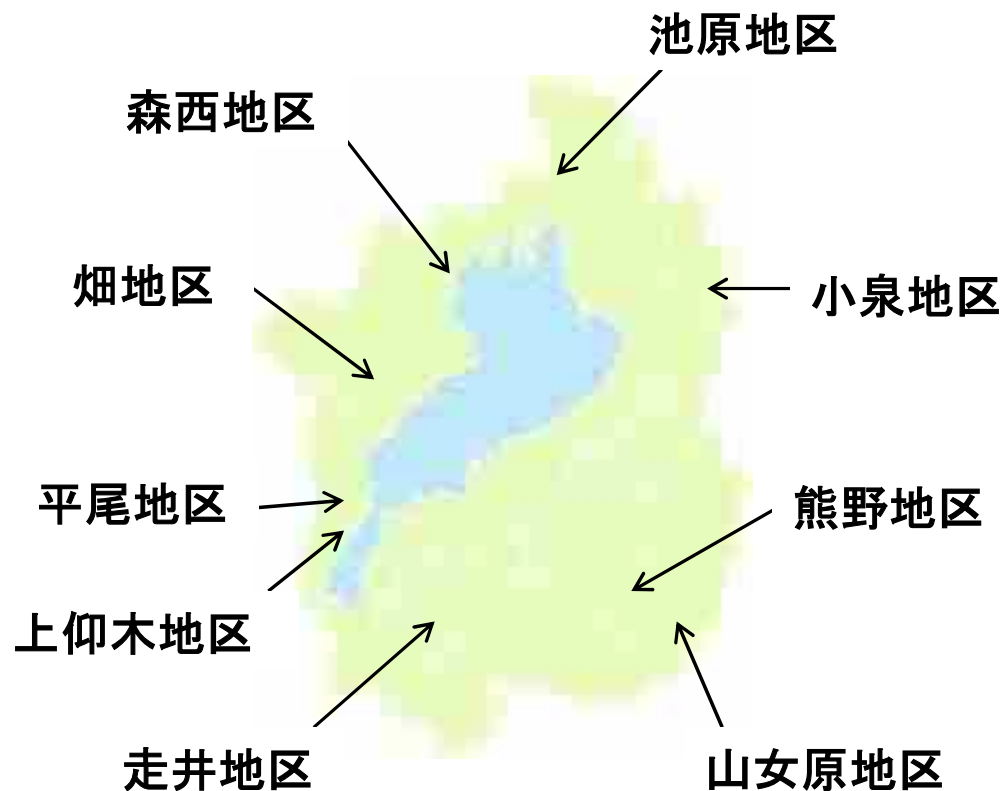
○棚田ボランティア取組地区

(9地区)

- 平尾地区 (大津市) H16~
- 畑地区 (高島市) H18~
- 熊野地区 (日野町) H20~
- 上仰木地区 (大津市) H21~
- 森西地区 (高島市) H24~
- 山女原地区 (甲賀市) H24~
- 走井地区 (栗東市) H26~
- 小泉地区 (米原市) H26~
- 池原地区 (長浜市) H29~

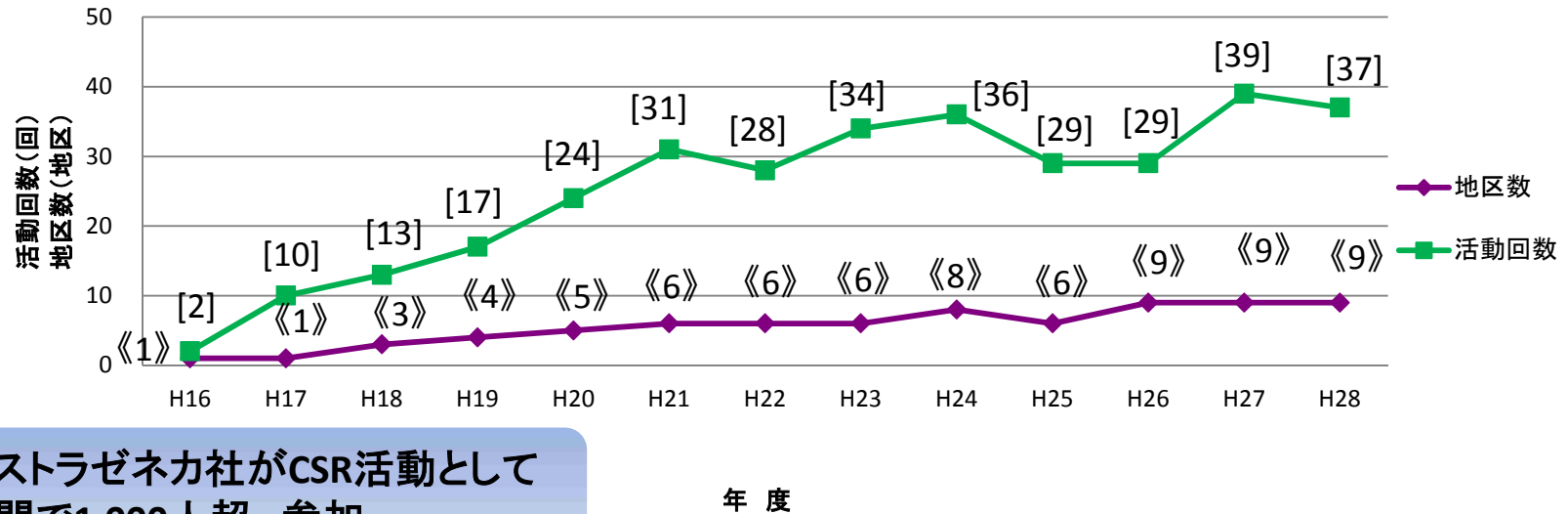
<完了地区>

- ・ 大河原地区 (甲賀市) H19~24
- ・ 曲谷地区 (米原市) H18~28



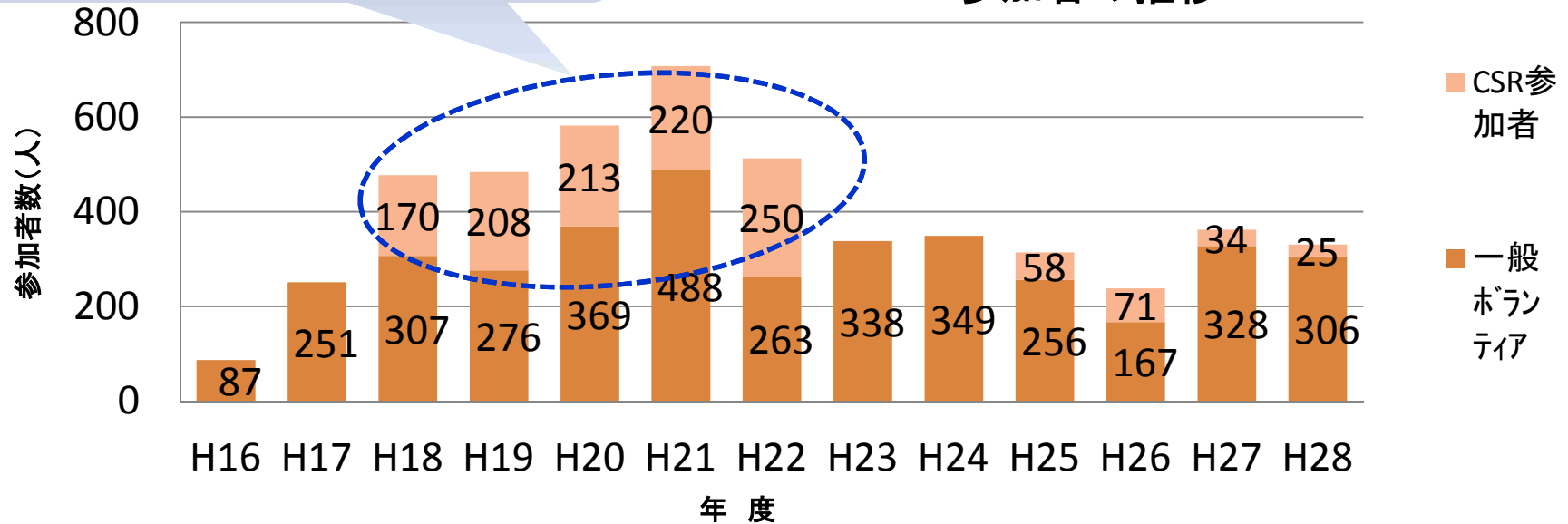
棚田ボランティア活動回数および参加者数

活動回数の推移



アストラゼネカ社がCSR活動として
5年間で1,000人超 参加

参加者の推移



上仰木地区 棚田ボランティアの取組



小泉地区 棚田ボランティアの取組



池原地区 棚田ボランティアの取組



中山間地域直接支払制度（平成12年～）

◆対象地域図

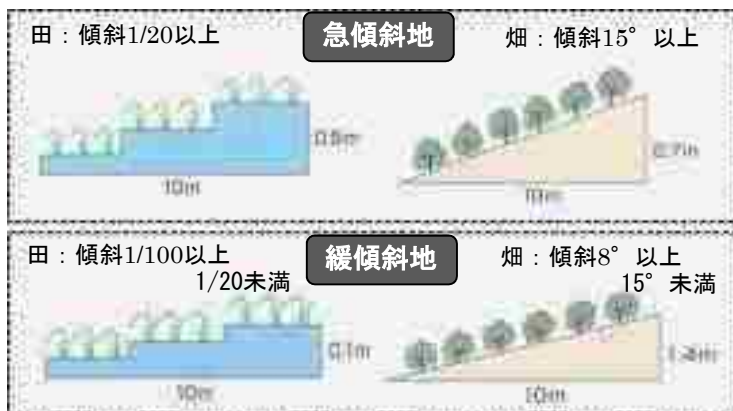
◆条件不利地である中山間地域などにおいて、耕作放棄地の発生を防止するため、集落協定等に基づき5年以上継続して農業生産活動などを行う農業者などに対して交付金を交付しています。

■ 法指定地域
■ 特認地域



- ◆対象地域
- ◆中山間地域(法指定地域、知事特認地域)
- ◆対象農用地
- ◆対象地域内の農振農用地で、傾斜等一定の基準(傾斜基準参照)を満たす一団の農用地

◆傾斜基準



※緩傾斜地については市町長が特に必要と認めた場合に限る

◆負担区分

- ・法指定地域【国1/2:県1/4:市町1/4】
- ・知事特認地域【国1/3:県1/3:市町1/3】

◆交付単価(金額は10aあたり)

		基礎単価(8割)	通常単価(10割)
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円

◆平成29年度の見込み

- ・ 10市町、150集落、1,707haで取り組み
- ・ 交付金額 260百万円
(国105百万円、県・市町各77百万円)

共同活動での取組



収害防止柵の補修



生手動収穫機の操手



↑
バックホウに取り付けたモア（交付金で購入）を活用し、急傾斜地の除草を実施。

◆交付対象となる活動

中山間直接支払交付金

(1)基礎単価(8割)

- ①基本的事項
- ・ 集落マスタープランの作成
 - ・ 耕作放棄の防止等の活動
 - ・ 水路・農道等の管理活動
 - ・ 多面的機能を増進する活動

(2)通常単価(10割)

- ②体制整備に向けた取組
農用地等保全活動の実践
体制整備のための選択的必須事項
(A要件～D要件より1つ以上)

- A要件
- 機械・農作業の共同化
 - 高付加価値型農業の実践
 - 農業生産条件の強化
 - 担い手への農地集積
 - 担い手への農作業の委託

- B要件
- 新規就農者等の確保
 - 地場産農産物等の加工・販売
 - 研修・講習等実施

- C要件
- 集団的かつ持続可能な体制整備

中山間地域直接支払制度対象地域

法指定地域、特認地域

★法指定地域

「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」
「離島振興法」の4法によって指定された地域

★特認地域(知事が指定する地域): 1の要件を満たす地域において
2の要件を満たす農用地とする。

1. 地域基準 (次の①～④のいずれかの要件を満たす)

- ①法指定地域に地理的に隣接する農用地
- ②農林統計上の中間農業地域または山間農業地域
- ③既成市街地等に該当せず一定の要件を満たす地域
- ④特定農山村法にかかる要件を満たす地域(急傾斜のみ)

2. 農用地基準

(1)上記①から③の地域については、次のいずれかの要件を満たす

- ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑・草地 8度以上)
- イ 自然条件により小区画・不整形な田
- ウ 高齢化率・耕作放棄地の高い農地

(2)④の地域については、次の要件を満たすこと。

- ア 急傾斜農用地の田(1/20以上)

- 法指定地域 9市町
- 特認地域 13市町
- 中山間地域等直接支払対象市町 14市町

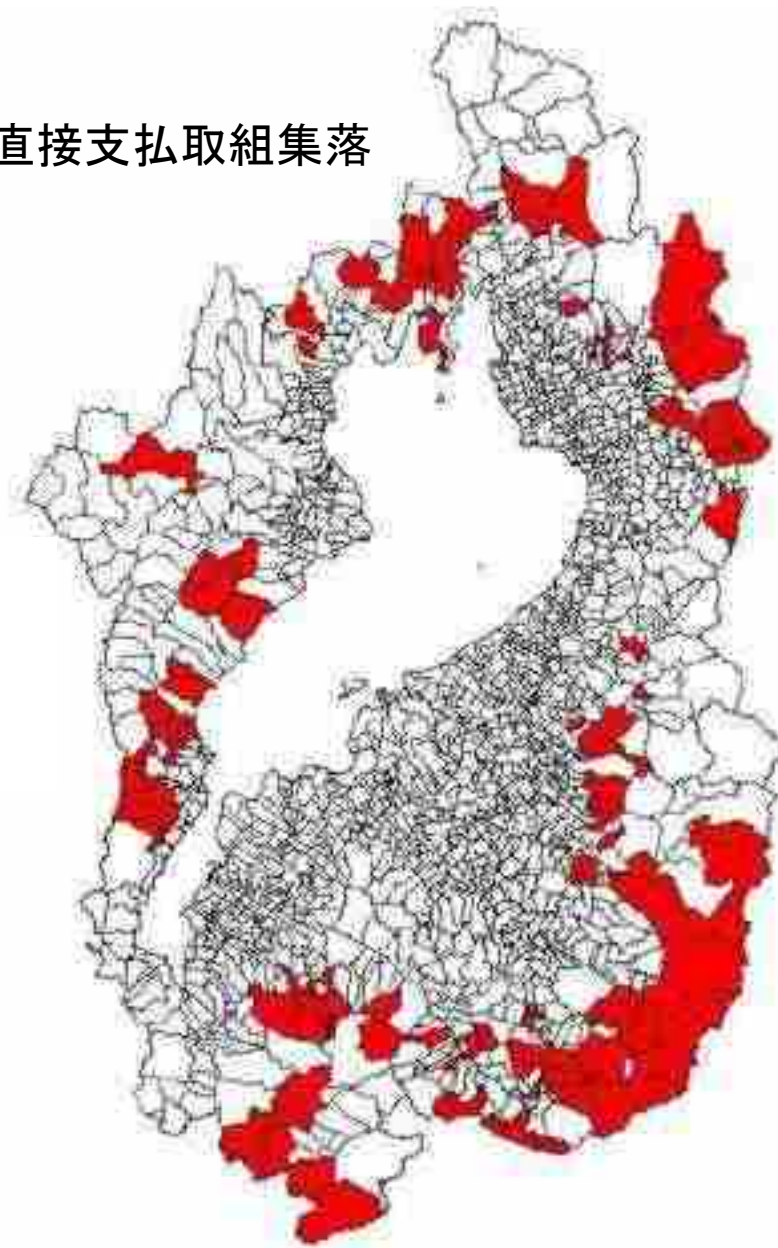


中山間地域直接支払制度

取組状況



直接支払取組集落

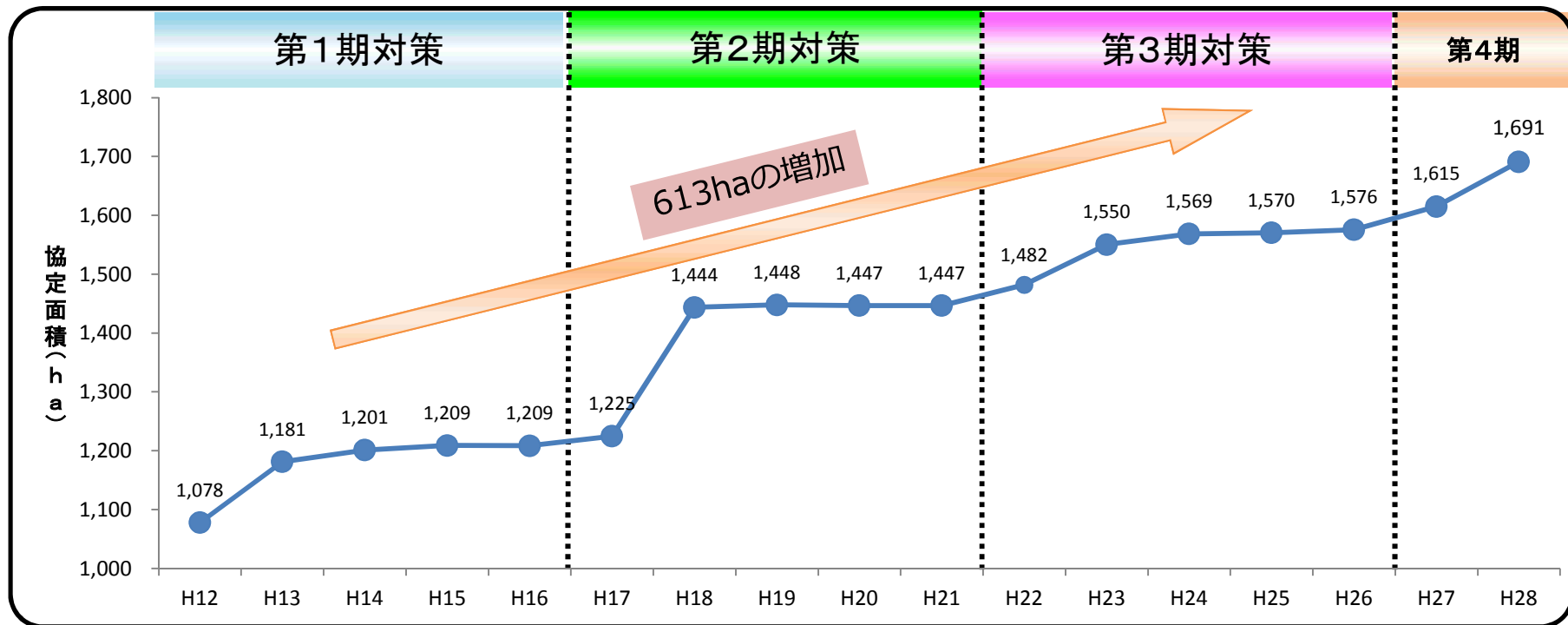


法指定地域	771ha(46%)	82協定
特認地域	920ha (54%)	65協定
計	1,691ha	

中山間地域等直接支払取組市町 10市町

協定面積の推移

- 中山間地域等直接支払制度が始まった平成12年度以降、協定締結面積は増加。
- 平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施。



世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

農地維持支払【多面的機能を支える共同活動を支援】

地域資源の基礎的な保全活動

地域資源の適切な保全管理のための推進活動

資源向上支払【地域資源の質的向上を図る共同活動を支援】

地域資源の質的向上を図る共同活動

施設の長寿命化のための活動

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

交付単価

(円/10a)

	(1)農地維持支払	(2) 1)資源向上支払 (共同活動)			(2) 2)資源向上支払 (施設の長寿命化)
		標準型	環境保全型	防災減災型	
田	2,200	1,300	1,800	1,800	4,400
畑	1,500	800	1,080	800	2,000
草地	180	120	180	120	400

◆参考:中山間直払制度 交付単価(10aあたり)

		基礎単価(8割)	通常単価(10割)
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 取組状況〔農地維持支払〕

農振農用地（51,531ha）のうち

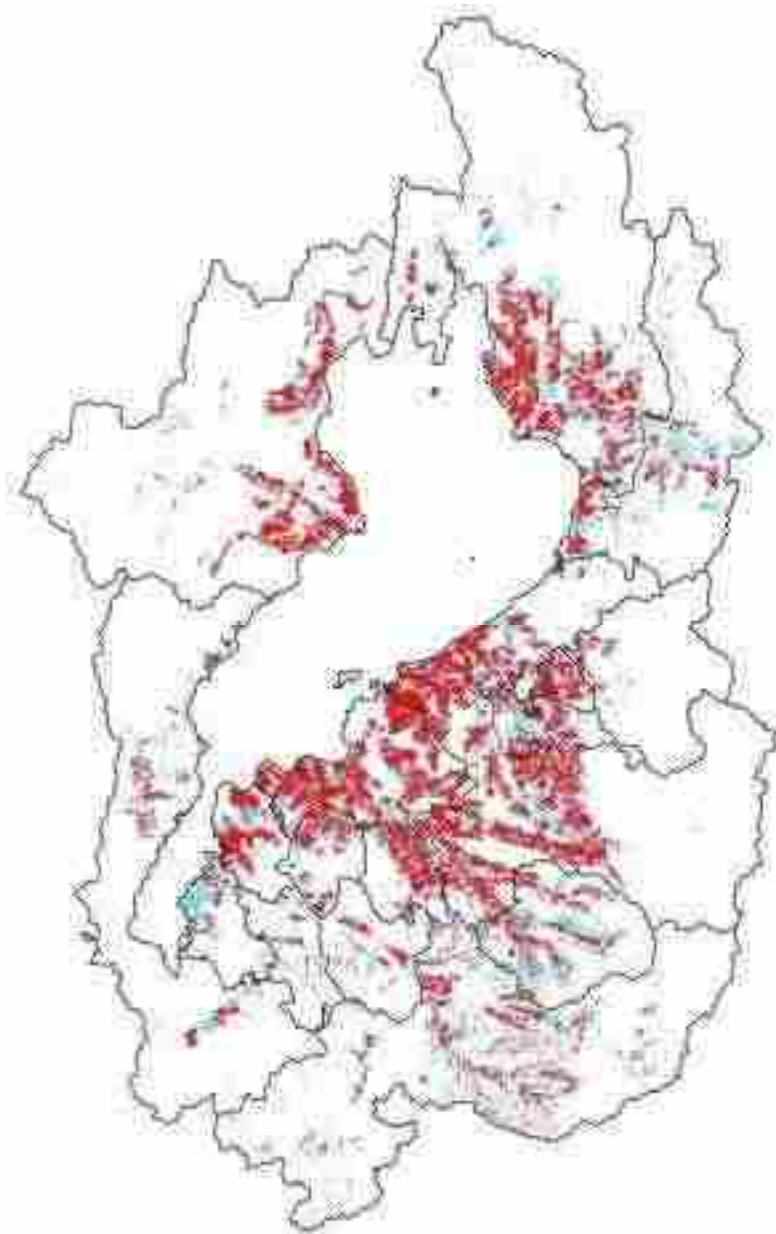
赤色

本対策に取り組んでいる農地
（農地維持支払）

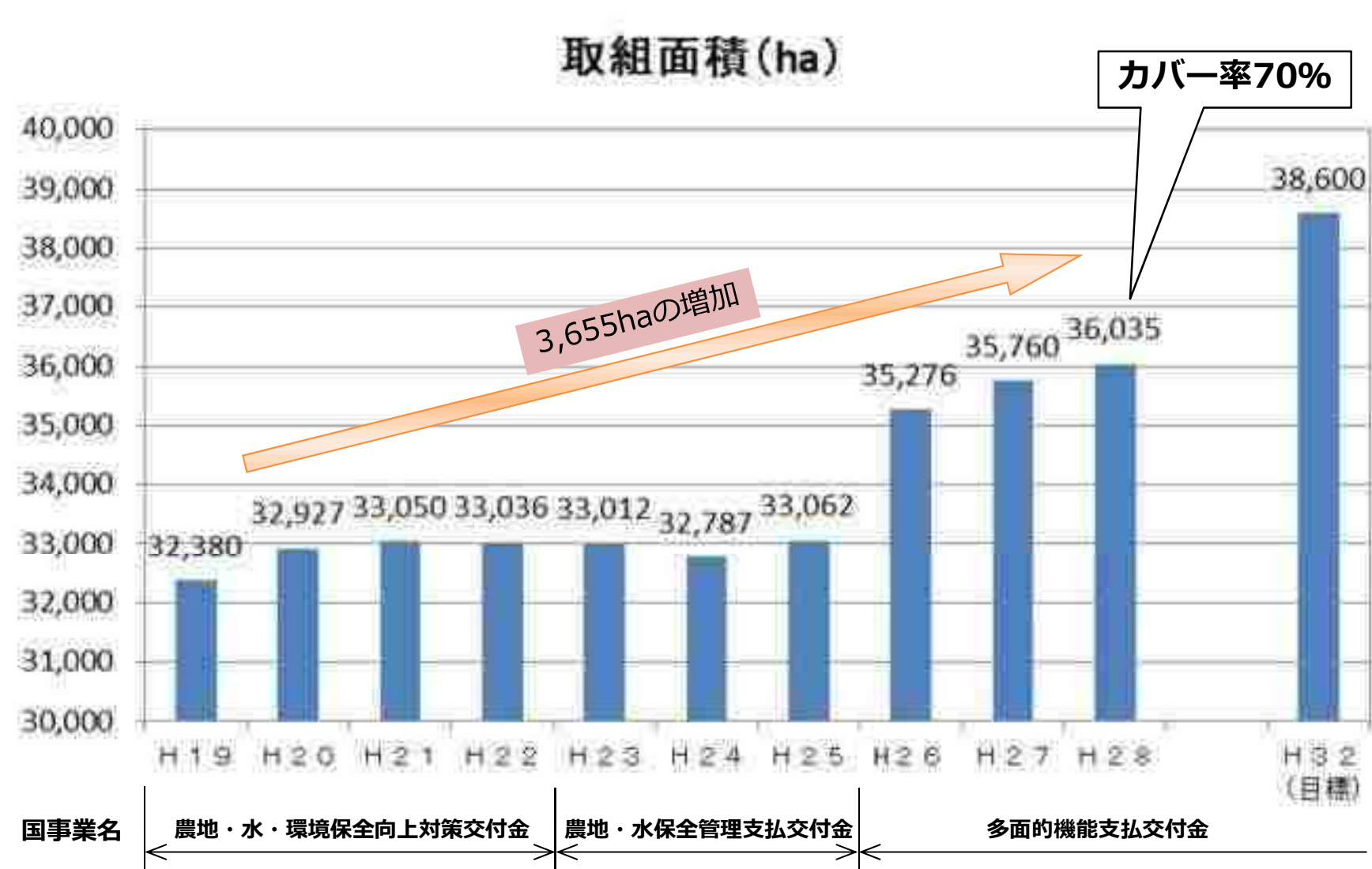
36,035ha

カバー率 = (取組面積 - 白地面積)
／農振農用地面積

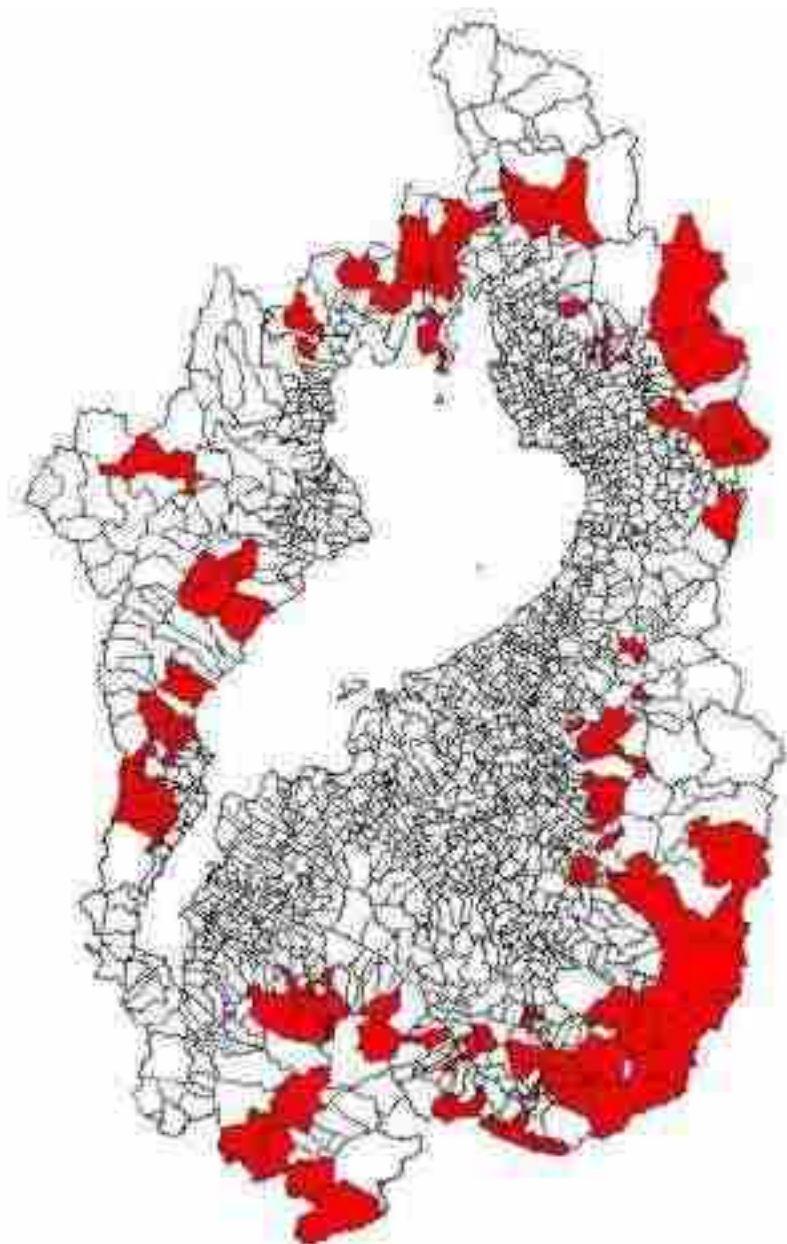
県全体カバー率 = (36,035-99)
／51,531
= 70%



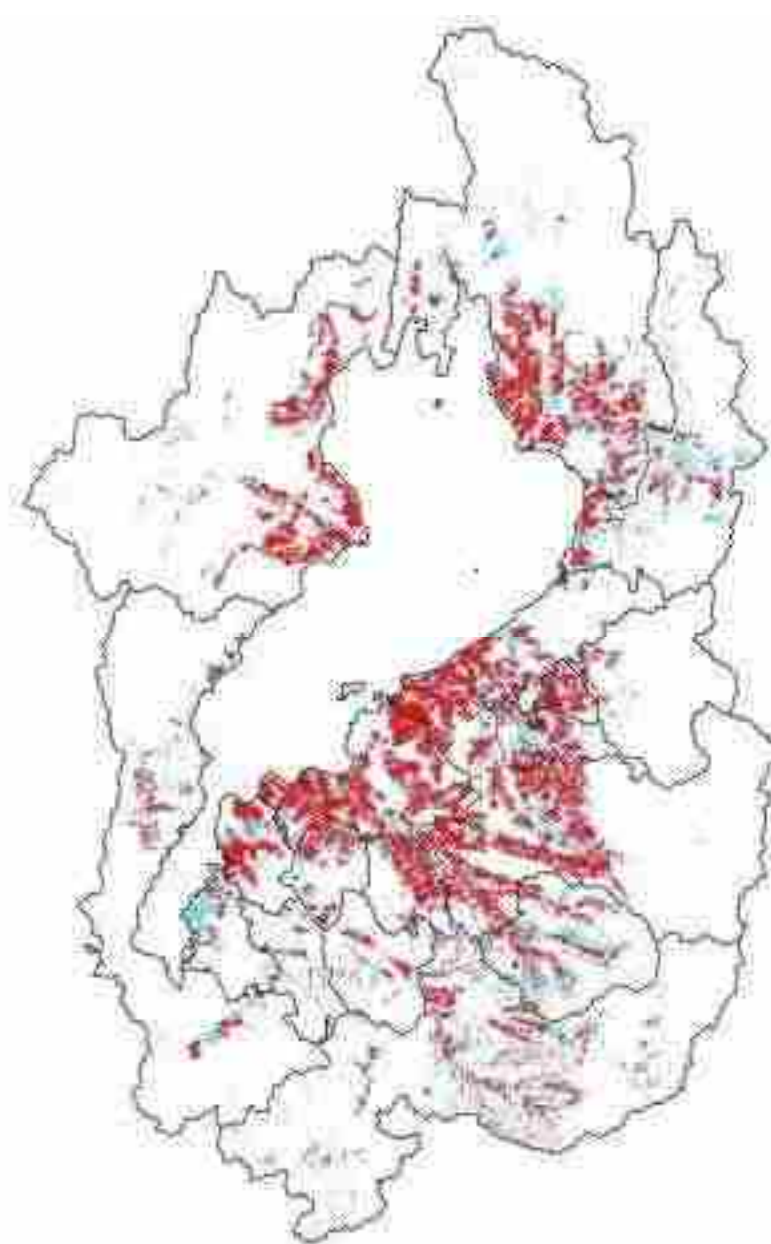
平成28年度の取組状況【取組面積の推移】



中山間直払取組 147集落 うち まるごと対策取組 106集落 …72%



中山間直接支払取組



まるごと対策取組

中山間直払取組状況

走井中山間地支援集落協定(栗東市)



草刈り作業



中山間直払取組状況

走井中山間地支援集落協定(栗東市)

水路整備作業



中山間直払取組状況

走井中山間地支援集落協定(栗東市)

獣害対策及びその他共同作業

捕獲された猪



集落の清掃

まるごと対策取組状況

当日町エコクラブ(長浜市)



草刈り作業

(用水路・排水路・道路敷き草刈り3回実施)

参加者のほとんどが
非農家・土地持ち非
農家



泥上げ作業

まるごと対策取組状況

当日町エコクラブ(長浜市)



水路目地補修作業



環境保全活動
(コスモスの植栽)